

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

厚生年金関係 7件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月20日は54万円、17年7月20日は55万円、18年7月12日は55万円、同年12月13日は55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月20日  
② 平成17年7月20日  
③ 平成18年7月12日  
④ 平成18年12月13日

申立期間にA社から支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料の徴収期限を経過した後に当該賞与に係る届出がなされたため、年金額に反映されていない。申立期間について厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給料明細書及び賞与計算書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給料明細書、賞与計算書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の記録から、平成16年12月20日は54万円、17年7月20日は55万円、18年7月12日は55万円、同年12月13日は55万円とすることが妥当である。

なお、申立ての賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主が、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 12 月 21 日に賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年10月1日から15年1月6日までの期間について、標準報酬月額15万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年5月21日から15年1月6日まで  
平成13年5月から、A社に夫婦そろって勤務したが、申立期間の標準報酬月額が低くなっている。同社の採用条件では、月額給与は20万円であったはずである。当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の給与振込通帳の写しにより確認できる給与手取額及び住民税課税状況証明書により確認できる給与収入額から、20万円以上の報酬月額であったことが確認でき、申立人に係る平成15年度の住民税課税状況証明書において確認できる社会保険料等控除額により、平成14年1月から同年12月までの期間について標準報酬月額15万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成13年10月から同年12月までの期間については、オンライ

ン記録の標準報酬月額は同年 10 月の定時決定により 14 万 2,000 円と記録されているところ、前述の住民税課税状況証明書において確認できる社会保険料等控除額により、14 年 1 月から同年 12 月までの期間について標準報酬月額 15 万円であったと認められる上、申立人が所持している前述の給与振込通帳の写しにより、給与収入額も申立期間においておおむね同額であることなどから、当該期間についても、申立人は、標準報酬月額 15 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、平成 13 年 10 月 1 日から 15 年 1 月 6 日までの標準報酬月額については、15 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間における申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付の義務の履行については、当時の事業主は亡くなっている上、当該事業所は、平成 21 年 12 月に事業譲渡を行い、その運営から離脱しており、同事業所における最後の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 13 年 5 月 21 日から同年 10 月 1 日までの期間については、A 社は既に適用事業所ではなくなっていることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和33年7月1日）及び資格取得日（昭和33年9月8日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月1日から同年9月8日まで

A社に、途中退職すること無く継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間についての加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和29年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、33年7月1日に資格を喪失後、同年9月8日に同社において再度資格取得しており、同年7月1日から同年9月8日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、事業主の回答、及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる者のうち、連絡の取れた同僚の証言から、申立人は、申立期間において、同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、事業主は、「退職すること無く継続して勤務している場合には、厚生年金保険被保険者資格を喪失させることは無い。」と回答していることから、申立人は、申立期間においても、給与から厚生年金保険料を控除されていたと推認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人以外の従業員（季節労働者を除く。）は、前述の同僚を含め、いず

れも申立期間において厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

加えて、当該事業所には多数の季節労働者が在籍していたことが事業主の回答及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から確認できるが、季節労働者に係る厚生年金保険の加入記録を見ると、毎年同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同時期に再取得しているところ、申立人の厚生年金保険の加入記録にこの傾向は見られないことから、申立人が季節労働者ではない取扱いがなされていたと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 33 年 9 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては申立期間当時の資料等が無く、当時の事業主も死亡しているため不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 7 月から同年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年10月1日から15年4月1日までの期間について、標準報酬月額16万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年5月21日から15年4月1日まで  
平成13年5月から、A社に夫婦そろって勤務したが、申立期間の標準報酬月額が低くなっている。同社の採用条件では、月額給与は20万円であったはずである。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の給与振込通帳の写しにより確認できる給与手取額及び住民税課税状況証明書により確認できる給与収入額から、20万円以上の報酬月額であったことが確認でき、申立人に係る平成15年度及び16年度の住民税課税状況証明書において確認できる社会保険料等控除額により、平成14年1月から15年3月までの期間について標準報酬月額16万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成13年10月から同年12月までの期間については、オンライ

ン記録の標準報酬月額は同年10月の定時決定により15万円と記録されているところ、前述の住民税課税状況証明書において確認できる社会保険料等控除額により、14年1月から同年12月までの期間について標準報酬月額16万円であったと認められる上、申立人が所持している前述の給与振込通帳の写しにより、給与収入額も申立期間においておおむね同額であることなどから、当該期間についても、申立人は、標準報酬月額16万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、平成13年10月から15年3月までの標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

なお、当該期間における申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は亡くなっている上、当該事業所は、平成21年12月に事業譲渡を行い、その運営から離脱しており、同事業所における最後の事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成13年5月21日から同年10月1日までの期間については、A社は既に適用事業所ではなくなっていることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年1月31日から同年2月1日まで

昭和41年3月20日にA社に入社し、42年1月31日に退職したが、社会保険事務所(当時)の記録では厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年1月31日になっている。給与明細書によると、41年3月から42年1月までの厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に昭和42年1月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年2月の給与明細書の保険料控除額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場

合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年6月1日に、資格喪失日に係る記録を53年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月1日から53年5月1日まで

B社から、A社に応援に行き、昭和52年6月1日から53年4月末日まで勤務したが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の雇用保険の加入記録、及び当時の経理担当者である元事業主の妻の証言により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和52年6月1日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出することとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入

の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年8月30日から同年9月1日まで  
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。申立期間においても、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（平成6年9月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、事業主からも明確な回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月8日から40年9月21日まで  
② 昭和41年7月21日から43年8月1日まで

社会保険事務所（当時）に年金記録の照会をしたところ、申立期間について脱退手当金が支払われているとの回答を受けた。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、申立期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年8か月後の昭和45年4月7日に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②前の2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が請求した場合に、これらを失念するとは考え難い。

さらに、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の氏名変更はなされておらず旧姓のままであることから、脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和41年5月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から同年 11 月 29 日まで  
A社の代表取締役であったときの報酬月額は 60 万円であったが、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円になっている。申立期間について、実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本及びオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 10 年 11 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、11 年 1 月 8 日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が当初 59 万円と記録されていたものが、9 万 8,000 円に遡<sup>そきゆう</sup>及して減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、書簡により申立人に申立内容を確認したところ、回答が無いため詳細な情報の収集はできないものの、申立期間当時において、当該事業所の社会保険業務を受託していた労務管理事務所は「A社の健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届は当事務所が届出を行ったが、標準報酬月額の減額訂正処理については関与していない。同社の社会保険の事務担当者は、取締役である申立人の妻であった。」旨を証言していることから、当該遡<sup>そきゆう</sup>及訂正処理について申立人の一切の関与も無しに届出が行われたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該遡<sup>そきゆう</sup>及訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から41年1月26日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、A社の申立期間当時における事業主は既に死亡しており、商業登記簿謄本によると同社の後継事業所は解散している上、同社及び当該後継事業所の関係者等の連絡先も不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

また、オンライン記録により、申立人は、被保険者資格を喪失した後の昭和39年5月29日に健康保険被保険者証を社会保険事務所（当時）に返納していることが確認できる上、A社に勤務していた複数の従業員は、申立人が申立期間において\*治療のために療養所に入所していると証言しており、当該期間において同社には出勤していなかったことが推認できる。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において雇用保険の被保険者ではないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 16 日から 49 年 1 月 5 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について記録が無い旨の回答をもらった。退職等すること無く、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社を運営していたB社から提供されたA社の従業員に係る賃金台帳の記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、前述の賃金台帳の記録によると、申立期間においては、申立人を含むすべての従業員について、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、前述の賃金台帳で確認できるA社の従業員のほとんどすべての者は、申立人と同様に昭和48年7月16日にB社において被保険者資格を喪失し、その後の資格再取得日については、同社又は昭和49年1月5日に新たに社会保険の適用事業所となった同社の関連会社であるC社等において、同日付けで資格取得していることが確認でき、申立人と同様の厚生年金保険の被保険者記録となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
昭和 50 年 4 月 1 日から A 病院に勤務したが、B 共済組合の職員になる前の、同年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 病院に勤務していたことは、任用者である C 市 D 課の保管する人事記録により認められる。

しかしながら、C 市 D 課は「申立人の人事記録には『昭和 50 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで臨時看護婦、1 日 7 時間勤務』、『昭和 50 年 10 月 1 日付けで技術吏員看護婦』と記載されており、昭和 50 年 10 月 1 日からは B 共済組合の職員であることが確認できるものの、臨時職員については、職員録に記載されておらず、名簿自体が無いため、臨時職員に対して厚生年金保険が適用されていたか否かについては不明である。」と回答している上、申立人は「出身看護学校の卒業生名簿から A 病院に就職した人を探したが、名簿にその記載は無かった。また、A 病院に同時期に入社した同僚の名前を覚えていない。」と申述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、「C 市役所」及び「A 病院\*会」の健康保険厚生年金保険被保険者原票からは、申立人と同時期に被保険者資格を取得した者のうち、看護師として資格取得した者を特定することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月ごろから 44 年 3 月ごろまで  
昭和 41 年 4 月ごろから 44 年 3 月ごろまでの期間、A社に入社し、住み込みで働いていたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人や同僚から提供された写真及び複数の同僚の証言等により推認できる。

しかしながら、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 44 年 9 月 1 日からであり、また、申立人が記憶している複数の同僚についても、同年 9 月 1 日より前に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は一人も確認できない上、同事業所から社会保険事務所（当時）に対して、同年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となるための手続がなされたことについて具体的な証言をしている者がいることから、申立期間において、同事業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当該事業所は既に適用事業所でなくなっていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 5 月から 20 年 6 月まで

A社に勤務していた期間における厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間について、学徒動員により同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、同級生 16 人と勤労学徒としてA社に勤務していたと申し立てているところ、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には健康保険記号番号欄に申立人の氏名及び健康保険番号が記載されていることから、申立人が、同社に勤務し、健康保険の被保険者であったことは確認できる。

しかしながら、申立人及び申立人が名前を挙げている複数の同僚について、前述の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の労働者年金保険の記号番号欄に付された番号がすべて二重線で消去されていることが確認できる上、前述の複数の同僚は「労働者年金保険には加入していなかった。」と証言している。

一方、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年 5 月 29 日）により、労働者年金保険の被保険者には該当しない取扱いとなっている。

また、厚生省保険局長通牒「学徒勤労働員ニ伴ウ学徒ノ被保険者資格ニ関スル件」（昭和 19 年 5 月 22 日付け保発第 334 号）により、勤労働員学徒については、健康保険法における事業所に使用される者と解することは適当であるが、労働者年金保険法における被保険者には該当しない取扱いになっていることから、申立人が、健康保険のみに加入し、労

働者年金保険には加入しないことについて、制度上の矛盾は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月1日から37年3月25日まで  
社会保険事務所(当時)に年金の受給手続に行ったところ、申立期間について、脱退手当金が支払われているとの説明であった。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、脱退手当金の受給資格がある女性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年3月25日の前後5年以内に資格喪失した者18人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できた9人全員について、資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の当該被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき適正に計算され、その支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年7月5日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から脱退手当金を算定した社会保険事務所へ回答した旨の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。